

青森県報

号外第六十一号

平成二十二年
八月十六日
(月曜日)

目 次

公 告

建設業者の営業の停止

右	同	(監	理	課	一
右	同	(同	同	同	二
右	同	(同	同	同	三
右	同	(同	同	同	四
右	同	(同	同	同	五
右	同	(同	同	同	六
右	同	(同	同	同	七
右	同	(同	同	同	八
右	同	(同	同	同	九
右	同	(同	同	同	一〇
右	同	(同	同	同	一一
右	同	(同	同	同	一二
右	同	(同	同	同	一三
右	同	(同	同	同	一四
右	同	(同	同	同	一五
右	同	(同	同	同	一六
右	同	(同	同	同	一七
右	同	(同	同	同	一八
右	同	(同	同	同	一九
右	同	(同	同	同	二〇
右	同	(同	同	同	二一
右	同	(同	同	同	二二
右	同	(同	同	同	二三
右	同	(同	同	同	二四
右	同	(同	同	同	二五
右	同	(同	同	同	二六
右	同	(同	同	同	二七
右	同	(同	同	同	二八
右	同	(同	同	同	二九
右	同	(同	同	同	三〇
右	同	(同	同	同	三一
右	同	(同	同	同	三二
右	同	(同	同	同	三三
右	同	(同	同	同	三四
右	同	(同	同	同	三五
右	同	(同	同	同	三六
右	同	(同	同	同	三七
右	同	(同	同	同	三八
右	同	(同	同	同	三九
右	同	(同	同	同	四〇
右	同	(同	同	同	四一
右	同	(同	同	同	四二
右	同	(同	同	同	四三
右	同	(同	同	同	四四
右	同	(同	同	同	四五
右	同	(同	同	同	四六
右	同	(同	同	同	四七
右	同	(同	同	同	四八
右	同	(同	同	同	四九
右	同	(同	同	同	五〇
右	同	(同	同	同	五一
右	同	(同	同	同	五二
右	同	(同	同	同	五三
右	同	(同	同	同	五四
右	同	(同	同	同	五五
右	同	(同	同	同	五六
右	同	(同	同	同	五七
右	同	(同	同	同	五八
右	同	(同	同	同	五九
右	同	(同	同	同	六〇
右	同	(同	同	同	六一
右	同	(同	同	同	六二
右	同	(同	同	同	六三
右	同	(同	同	同	六四
右	同	(同	同	同	六五
右	同	(同	同	同	六六
右	同	(同	同	同	六七
右	同	(同	同	同	六八
右	同	(同	同	同	六九
右	同	(同	同	同	七〇
右	同	(同	同	同	七一
右	同	(同	同	同	七二
右	同	(同	同	同	七三
右	同	(同	同	同	七四
右	同	(同	同	同	七五
右	同	(同	同	同	七六
右	同	(同	同	同	七七
右	同	(同	同	同	七八
右	同	(同	同	同	七九
右	同	(同	同	同	八〇
右	同	(同	同	同	八一
右	同	(同	同	同	八二
右	同	(同	同	同	八三
右	同	(同	同	同	八四
右	同	(同	同	同	八五
右	同	(同	同	同	八六
右	同	(同	同	同	八七
右	同	(同	同	同	八八
右	同	(同	同	同	八九
右	同	(同	同	同	九〇
右	同	(同	同	同	九一
右	同	(同	同	同	九二
右	同	(同	同	同	九三
右	同	(同	同	同	九四
右	同	(同	同	同	九五
右	同	(同	同	同	九六
右	同	(同	同	同	九七
右	同	(同	同	同	九八
右	同	(同	同	同	九九
右	同	(同	同	同	一〇〇

右	同	(同)	一三
右	同	(同)	一四
右	同	(同)	一五
右	同	(同)	一六
右	同	(同)	一七
右	同	(同)	一八
右	同	(同)	一九
右	同	(同)	二〇
右	同	(同)	二一
右	同	(同)	二二
右	同	(同)	二三
右	同	(同)	二四
右	同	(同)	二五
右	同	(同)	二六
右	同	(同)	二七
右	同	(同)	二八
右	同	(同)	二九
右	同	(同)	三〇
右	同	(同)	三一
右	同	(同)	三二
右	同	(同)	三三
右	同	(同)	三四
右	同	(同)	三五
右	同	(同)	三六
右	同	(同)	三七
右	同	(同)	三八
右	同	(同)	三九
右	同	(同)	四〇
右	同	(同)	四一
右	同	(同)	四二
右	同	(同)	四三
右	同	(同)	四四
右	同	(同)	四五
右	同	(同)	四六
右	同	(同)	四七
右	同	(同)	四八
右	同	(同)	四九
右	同	(同)	五〇
右	同	(同)	五一
右	同	(同)	五二
右	同	(同)	五三
右	同	(同)	五四
右	同	(同)	五五
右	同	(同)	五六
右	同	(同)	五七
右	同	(同)	五八
右	同	(同)	五九
右	同	(同)	六〇
右	同	(同)	六一
右	同	(同)	六二
右	同	(同)	六三
右	同	(同)	六四
右	同	(同)	六五
右	同	(同)	六六
右	同	(同)	六七
右	同	(同)	六八
右	同	(同)	六九
右	同	(同)	七〇
右	同	(同)	七一
右	同	(同)	七二
右	同	(同)	七三
右	同	(同)	七四
右	同	(同)	七五
右	同	(同)	七六
右	同	(同)	七七
右	同	(同)	七八
右	同	(同)	七九
右	同	(同)	八〇
右	同	(同)	八一
右	同	(同)	八二
右	同	(同)	八三
右	同	(同)	八四
右	同	(同)	八五
右	同	(同)	八六
右	同	(同)	八七
右	同	(同)	八八
右	同	(同)	八九
右	同	(同)	九〇
右	同	(同)	九一
右	同	(同)	九二
右	同	(同)	九三
右	同	(同)	九四
右	同	(同)	九五
右	同	(同)	九六
右	同	(同)	九七
右	同	(同)	九八
右	同	(同)	九九
右	同	(同)	一〇〇

公 告

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社木村建設
- 二 代表者の氏名 木村 敏明
- 三 主たる営業所の所在地 青森市合浦二丁目一九番二一号
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二二）第二〇八〇号
- 五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日
- 六 停止を命ずる営業の範囲
 - 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの
 - 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの
- 七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間
八 営業の停止を命ずる原因となった事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の二第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社西田組

二 代表者の氏名 西田 文則

三 主たる営業所の所在地 青森市大字荒川字柴田一〇二番地一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第四七三八号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれ

らに類するものの交付を受けているものに係るもの
七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となった事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の二第一項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社澤田建設

二 代表者の氏名 澤田 清幸

三 主たる営業所の所在地 青森市大字前田字中野二七番地五

四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第八四五八号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

る法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間
平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社市川土建
- 二 代表者の氏名 市川 勉
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字羽白字沢田七五三番地
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一一一）第九六四三号
- 五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日
- 六 停止を命ずる営業の範囲
注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの
1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」とい

う。）に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間
平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社五戸組
- 二 代表者の氏名 渋谷 孜
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字荒川字藤戸一三三番地三
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第九〇号
- 五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日
- 六 停止を命ずる営業の範囲
注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの
1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金

等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間
平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実
前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大坂組
 - 二 代表者の氏名 大坂 憲一
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市大字諏訪沢字岩田五一番地一
 - 四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第一九八二号
 - 五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日
 - 六 停止を命ずる営業の範囲
- 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間
平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実
前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社柿谷興業
- 二 代表者の氏名 柿谷 永藏
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字谷脇九〇番地
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二二）第二三九〇号
- 五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日
- 六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

- 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」といふ。）に係るもの

- 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

- 七 営業の停止を命ずる期間
平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間
- 八 営業の停止を命ずる原因となつた事実
前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社中村組
- 二 代表者の氏名 中村 雄治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浅虫字蛸谷一九九番地
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第一〇九二一号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

- 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」といふ。）に係るもの
- 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

- 七 営業の停止を命ずる期間
平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間
- 八 営業の停止を命ずる原因となつた事実
前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 志田建設株式会社
- 二 代表者の氏名 志田 善則

- 三 主たる営業所の所在地 青森市佃二丁目一九番七号
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一九)第一二〇五号
- 五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日
- 六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式仕事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

- 1 国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第七十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事(以下「公共工事」という。)に係るもの

- 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

- 七 営業の停止を命ずる期間
平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

- 八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 美加美興業株式会社

- 二 代表者の氏名 三上 盛雄

- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字矢田前字浅井一五番地

- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一七)第一四五〇号

- 五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

- 六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式仕事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

- 1 国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第七十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事(以下「公共工事」という。)に係るもの

- 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

- 七 営業の停止を命ずる期間
平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

- 八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社佐藤建業

二 代表者の氏名 千葉 昇

三 主たる営業所の所在地 青森市大字宮田字玉水五六五番地

四 許可番号 青森県知事許可(特 二二)第一八五〇号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式仕事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

1 国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第七十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事(以下「公共工事」という。)に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社丸美佐藤組

二 代表者の氏名 佐藤 善一

三 主たる営業所の所在地 青森市けやき一丁目二番八号

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第三九六八号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式仕事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

1 国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第七十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事(以下「公共工事」という。)に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 成俊工業株式会社

二 代表者の氏名 成田 俊幸

三 主たる営業所の所在地 青森市大字新町野字菅谷二〇番地の九

四 許可番号 青森県知事許可(特 二二)第一二二五九号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

- 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの
- 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の二第一項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大管工業株式会社

二 代表者の氏名 大坂 智

三 主たる営業所の所在地 青森市大字諏訪沢字岩田五〇番地四

四 許可番号 青森県知事許可(特 二二)第一〇〇四九六号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

- 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの
- 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の二第一項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大矢建設工業株式会社

二 代表者の氏名 大矢 進

三 主たる営業所の所在地 青森市大字野沢字川部六三番地

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第九一〇一号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式仕事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

- 1 国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第七十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事(以下「公共工事」という。)に係るもの
- 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第一項の規定による排除措置命令及び同法第七条の二第一項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 相互建設工業株式会社

二 代表者の氏名 正木 耕平

三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字丸山六四番地三

四 許可番号 青森県知事許可(特 二二)第五五八七号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式仕事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

- 1 国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第七十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事(以下「公共工事」という。)に係るもの
- 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の二第一項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認され

た。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社桜井工務店

二 代表者の氏名 川崎 幸治

三 主たる営業所の所在地 青森市桂木三丁目三番地五

四 許可番号 青森県知事許可（特 二一）第八四二号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

- 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの
- 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正

取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社藤本建設

二 代表者の氏名 長谷川 清

三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡一五一番地三四八

四 許可番号 青森県知事許可（特 一七）第一一三三九号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

- 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの
- 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社細川産業
 - 二 代表者の氏名 細川 英邦
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市勝田二丁目三番一―号
 - 四 許可番号 青森県知事許可（特 一七）第一三九六号
 - 五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日
 - 六 停止を命ずる営業の範囲
 - 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの
 - 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの
- 七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間
八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社帝産
- 二 代表者の氏名 木村 康男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野木字野尻二四番地一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二二）第四八四七号
- 五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日
- 六 停止を命ずる営業の範囲
 - 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの
 - 2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

らに類するものの交付を受けているものに係るもの
七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間
八 営業の停止を命ずる原因となった事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社鳳志興業

二 代表者の氏名 永澤 利昌

三 主たる営業所の所在地 青森市篠田三丁目一〇番一七号

四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第一四二二二号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式仕事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの
七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となった事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社青洋建設

二 代表者の氏名 高橋 昭子

三 主たる営業所の所在地 青森市合浦二丁目一番六号

四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第四七二二二号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式仕事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」とい

つ。()に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ナガイ

二 代表者の氏名 長井 毅

三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字沢部二五三番地一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一七）第一〇六四七号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金

等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 北日本推進株式会社

二 代表者の氏名 中野 正教

三 主たる営業所の所在地 青森市大字野木字山口一六四番地四八

四 許可番号 青森県知事許可（特 二〇）第一一六七八号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十二年八月三日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる

公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十二年八月十八日から同年九月一日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成二十二年四月二十二日公正取引委員会から同法第七条第二項の規定による排除措置命令及び同法第七条の第二項の規定による課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭